

上天草市公共ライドシェアシステム導入業務仕様書

1 業務名

上天草市公共ライドシェアシステム導入業務

2 業務の目的

本市の公共交通は路線バスや乗合タクシー等で構成されているが、夜間に全域をカバーするのはタクシーのみでその運行台数が大きく減少しているため、夜間の移動需要に対応できておらず、「交通空白時間」が発生している。このことから、本市が実施主体となり、道路運送法第78条第2号に基づく自家用旅客有償運送（以下「公共ライドシェア」という。）の実証運行により交通空白時間解消及び夜間の移動需要への対応等の手段となるか効果検証を行うにあたり、配車予約・配車・料金決済等をオンライン上で行うシステムの導入及び運用を行うものである。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年2月10日まで。なお、実証運行は令和8年10月1日から開始することとし、変更がある場合は本市と受託者において協議する。

4 運行内容

本事業は、夜間の交通空白時間解消を図るため、道路運送法第78条第2号に基づく公共ライドシェアの実証運行を行うもので、運行内容については次のとおりとする。

項目	内容
実施主体	上天草市
運行区域	上天草市内全域
乗降方式	ドアツードア方式
実証期間	令和8年10月1日から令和9年1月31日まで
運行日	金曜日、土曜日、祝前日（12月29日から1月3日までを除く。）
運行時間	午後7時から午前0時まで（予定）
利用者	制限なし
運賃	タクシー料金と同一（予定）
支払方法	配車予約時事前決済を基本とする（車内での支払いは行わない。）
決済方法	オンライン決済（クレジット決済、QRコード決済等）
利用方法	アプリケーションからの予約
ドライバー	8名程度（市内在住又は在勤者）
登録台数	8台程度（ドライバー所有の自家用車）
運行台数	4台（1日あたり）
運行管理	市内タクシー事業者（業務委託）

5 業務内容

本市で公共ライドシェアの実証運行を行うにあたり、配車予約・配車・決済等を行うシステムの構築及び運用を行うもので、詳細は次のとおりとする。

(1) 運行システム構築業務

公共ライドシェア実証運行に係るシステムについて、本書に示す運行内容及び要件に沿ったシステムを構築すること。また、利用者がより利用しやすいシステムの設計となるよう随時調整を行うこと。

(2) システムの保守・運用支援業務

ア 保守・運用

(ア) 保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、本市及び運行管理事業者からの連絡・問合せに対応する窓口を設けること。

(イ) システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じるとともに、原因や対応状況について本市に速やかに報告すること。

(ウ) システムにおけるブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は、システムの正常稼働を保証するとともに、必要な対応を行うこと。

(エ) システムへの不正アクセスやウイルス感染の監視を行うことができ、必要に応じて本市へ連絡する体制を確立していること。

イ 研修の実施等支援体制の構築

システムの円滑な運用となるよう、本市、運行管理事業者、運転者等の運営関係者への説明・指導を実施すること。

6 システム概要

(1) システムは、効率的な運行ルートの作成及び運転者への的確な運行指示を支援する目的で、8に掲げる要件を全て満たす「配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーアプリ」及び「オペレーターツール（管理者用 web）」の機能を備えたクラウド型システムで構成されること。

(2) 開発・保守を行う事業者は、日本国内及び自社においてシステムの改修及びセキュリティ対応を実施できる体制を有すること。

(3) 本システムにおいてデータを保存するサーバーは、日本国内のデータセンターに設置すること。

(4) 本システムは、サーバーの稼働状況及び不正アクセス等のセキュリティインシデントを24時間365日監視する体制を有し、通信経路の暗号化（TLS等）及び保存データの暗号化（AES等）を標準機能として提供すること。

(5) 個人情報・位置情報等の機微情報の管理にあたっては、『国際規格 ISO/IEC 27001』を取得し、規格に基づいた情報セキュリティ体制を構築・運用していること。

7 システムの提供範囲

- (1) 市内全域を運行区域として配車及び運行指示を行うものとする。
- (2) 各車両は貸切で運行されるものとし、乗車地及び降車地を上天草市内とする予約であって、かつ、運行区域内に所在する予約について、ドアツードア型の乗降方式にて乗降可能とする。

8 システムに関する要件

- (1) 配車予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）
 - ア AIを活用した効率的な自動配車及び自動ルート生成が可能であること。
 - イ 別途指定する運賃を自動で算出し、事前に表示できること。
 - ウ 利用者からの配車予約（アプリケーション）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。なお、本実証運行では、電話による予約受付は行わない。
 - エ 操作における応答時間は、ユーザーにストレスを与えないレスポンスを確保すること。
 - オ 配車受付方法は、「事前予約」「即時配車」方式の双方に対応すること。
 - カ 通行不可道路の設定が可能であること。
 - キ 運行車両の座席数等、車両情報の登録が可能であること。
 - ク 配車予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用者・ドライバー登録情報等を速やかに確認できること。
 - ケ 本市でタクシー事業者により運行している乗合タクシー（区域運行（ドアツードア方式）、予約制、固定料金制）への当該システムの将来的な利用も想定していることから、公共ライドシェアのいずれにも単一のシステムで同時に配車可能な仕様であること。
- (2) ユーザーアプリ
 - ア 配車予約システムは専用アプリとして提供すること。
 - イ 配車予約の確定及び配車状況の確認、配車予約のキャンセル、乗降地点並びに車両位置情報の確認ができること。
 - ウ 乗車人数及び乗車希望時間を任意に指定することができること。
 - エ iOS及びAndroidの双方に対応すること。
 - オ 乗降場所は、乗降場所検索による選択又は地図上での選択ができること。また、お気に入り地点等から設定することが可能であること。
 - カ 運賃の支払方法は、配車予約時にシステム上で事前決済することを基本とし、車内での支払い対応は行わない。なお、今後乗合タクシーでのシステム利用も想定していることから、現金、クレジットカード等によるオンライン決済及びQRコード決済等による車内でのキャッシュレス決済のいずれにも対応可能な機能を有する又は付加可能であること。

(3) ドライバーアプリ

- ア iOS 及び Android の双方に対応すること。
- イ 利用者の乗降場所や運行ルートを表示する等、ドライバーに対するナビゲーション機能を有していること。
- ウ 配車予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有していること。
- エ 運行予定、運行ルートや利用者の情報等を確認できること。また、運行に必要な利用者に関する情報（乗降場所に関するメモ等）をドライバーに通知する機能を有していること。
- オ 乗車場所への到着、降車場所への到着等の各時点で、画面上のボタンを押下するなどにより、運行状況をシステムサーバに送信する機能を有していること。
- カ インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合においても受信済みの配車予約データを基に運行が継続できること。

(4) オペレーターツール（管理者用 web）

- ア 運行車両の配車予約状況、運行ルート及び位置情報を確認できること。
- イ 配車予約の一覧、車両毎の運行予定、車両の位置及び利用登録者の情報をタブの切り替え等により速やかに確認できること。
- ウ 利用登録者の情報を氏名、住所、電話番号等により容易に検索できること。また、利用者情報の登録、修正、削除、検索ができること。
- エ 運行に必要な利用者に関する情報（乗降場所に関するメモ等）を補足で入力することができ、ドライバーと共有する機能を有していること。
- オ 配車予約状況の一覧表示及び予約情報の登録、修正、削除ができること。
- カ 車両トラブル等の異常が発生した場合に新規の配車予約受付を停止することができること。
- キ 運行する車両及びドライバーシフトの登録、修正、削除ができること。
- ク 利用者に対して通知を行う機能を有していること（災害等による運休状況、キャンペーンの告知等）。
- ケ オペレーターの操作記録及びシステムの動作記録が保存され、オペレーターツール上で確認できること。
- コ 利用者情報、乗降場所情報、配車予約情報及び運行実績等の運行データを蓄積し、必要に応じて Excel、CSV 等のファイル形式によりダウンロードできるレポート機能等を有していること。

9 納入成果品

本業務における主な納入成果品は次のとおりとする。

- (1) ライドシェアシステム一式
- (2) システム設定書
- (3) 保守・運用に関する体制図
- (4) ユーザーアプリマニュアル

- (5) ドライバーアプリマニュアル
- (6) オペレーターツールマニュアル
- (7) 各種打合せ等の議事録
- (8) 成果品の電子記録媒体（PDFファイル等）

なお、成果品納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、本市の指示に従い必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

10 特記事項

- (1) 本業務を遂行するにあたり、受託者は専門的知識を有する主任技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要するものについては、相当の能力及び経験を有する者を配置するものとする。
- (2) 作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。
 - ア 本事業により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、受託者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
 - イ 本事業の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術及び情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本事業の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
 - ウ 受託者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関連する法令等を遵守すること。
- (4) 本市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができるものとする。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (5) 契約期間終了時（新たに同様の契約を締結し、事業を継続する場合を除く。）には、本市が要請した場合、蓄積されたすべてのデータを本市に引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受託者は、引継ぎの完了を委託者が確認した後、速やかに当該データの確実な消去を行い報告すること。その際、受託者に発生する費用については、別途請求しない。
- (6) 実証運行開始後に本業務に関わる不適合が判明した場合は、受託者が無償で改修するものとする。
- (7) 本仕様書については、受託者と本市による協議のうえ、必要に応じて変更する場合がある。
- (8) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、双方協議のうえ、受託者は本市の指示に従い業務を遂行するものとする。